一般会議会議録		
1	開会日	平成25年6月27日 午後 1時28分 開会
		午後 3時16分 閉会
2	場所	大磯町役場4階第1委員会室
3	出席議員	総務建設常任委員会
		高橋英俊副委員長 (司会)
		坂田よう子委員(書記)
		奥津勝子委員 片野哲生委員 髙橋冨美子委員
		清水弘子委員   渡辺順子議長  (土橋秀雄委員長欠席)
4	傍聴議員	二宮加寿子議員  竹内恵美子議員  鈴木京子議員
		関 威國議員
5	出席町民	大磯建設協会
		柳田保幸会長  平川俊介副会長  花輪雄一郎会計
		中越澄夫総務委員会委員
6	職務のため	局 長 飯田 隆
	出席した職員	書記増尾克治
7	議題	(1) 大磯建設協会の現状について
		(2) その他

## 8 その他

町民側からの資料提出

- 大磯建設協会会員規約集
- 大磯建設協会会員名簿
- · 平成 25 年度通常総会議案書
- ・大磯建設協会機械及び資機材保有状況(平成24年4月1日現在)
- ・大磯建設協会自主パトロール担当地区割図

#### (1) 総務建設常任委員会副委員長あいさつ

一般会議への参加に感謝する。一般会議に入る前に、一般会議の考え方、議事進行について説明させていただく。一般会議は、町民の方と議員が今後の町政に関すること等について建設的に意見交換等を行う会議であるため、団体、個人の利益や要望を受ける会議でないことを理解していただきたい。この会議は、大磯町議会の規定により公開することとなっている。また、作成した会議録も要点記録として公表するため、会議は記録作成のために録音する。会議録は作成後、団体代表に確認いただいた後、町ホームページ、議会だよりにその概要を掲載する。そして、本日の意見交換における意見、提言等で重要な問題は、議会の判断で町側に報告する。以上のとおり、了承をお願いする。

これから、会議テーマ「大磯建設協会の現状について」の一般会議を開催する。 (議長あいさつ)

有意義な意見交換ができることを望んでいる。

### (2) 出席者自己紹介

- ○議員自己紹介(総務建設常任委員会委員6名・議長)
- ○大磯建設協会自己紹介(会長他3名)

# (3) 大磯建設協会からの会議テーマの主旨について説明 (会長)

現在、大磯建設協会規約の活動趣旨に賛同する 17 社で組織し、様々な活動などについて情報共有、取得などを定例会等で行っている。一番大きな活動は、大磯町の災害時の貢献活動である。大磯町からの要請もあるが、ボランティアとして色々協力しているという現状にある。協会としての見方ではあるが、災害時を考えた場合に、協会組織は大磯町にとって無くてはならないという活動も進めてきていると思う。現在、様々な社会情勢の中で、協会員であることの意義に疑問も出てきている状況にあり、現状のままでは協会運営も難しくなることから、知恵をお借りしたいということで一般会議を申し込んだ。

大磯建設協会がどういう組織かは、質疑により理解していただけると思う。

#### (4) 議員との質疑応答

問: 協会員の現状が非常に厳しいということはどういうことか。

答: 協会員でいることの利益があまりない。災害発生時には、会長から全協会員に出動要請がいくが、協会員でなければ大雨の中でも出動する必要がないなどから協会員であることの意味がない。また、協会としては、業界のイメージアップも含めて団体をつくり 20 年以上活動しており、皆さんに認められている団体であるとは思っているが、活動が身にならず、それを疑問に感じる協会員が増えてきているということである。

問: 災害で出動時の費用等は、町で予算化されていないのか。

答: 応急復旧を行った後、人件費や機械の数量を町に報告し、町で定めている 内容で契約する。

問: 災害復旧費を各課で持っているが、予算が災害の現状に見合ったものでは ないため、道路が大きく崩れる状況などについては、処理後に支出している と認識しているがどうか。

答: 災害は最中に起きるため、支出はその後の問題である。予定している現場 を後回しにして、まず、安全安心を優先して、災害復旧場所に出向き、活動 している。

問: 大磯建設協会が毎月、情報共有ために会議を開いているが、17 社全員がいつも集まり情報交換をしているのか。

答: 基本的には全社の参加を求めて会議を行っており、ほとんど無欠席である。

問: 今日の一般会議の内容についても、情報を共有した中で出てきた内容と理解してよいか。災害が発生して、町からの出動要請があり、会長から 17 社がどのように現場に行くよう指示しているのか。災害場所に近い業者が行くとか何か決まりがあるのか。

答: 定例会では、様々な情報、町や県から発信されたものや、会社独自に入手 する情報、上部団体からの情報など、情報の共有をしている。

内容は、町発注の工事の現状を報告し、どのような問題があるかなどを話し合い、協会員が問題について落ちこぼれないような方向で話をしている。また、災害の件については、天候悪化が予想される場合には、副会長から全社にFAXで情報を流す。これは各自持ち場の自主パトロールを実施するよう情報を流し、その報告を会長にするシステムである。その情報を役場に報告しながら手続きを進めていく。

平成23年9月25日の大災害時には、全く状況が把握できず、現場に行き、一日中動き回りながら、現場で手配するという方法で行った。優先順位を決めながら連絡するという、本当にパニック状態であった。朝6時ころの大雨による国府橋の冠水から、最終的には夜12時ころに最後の緊急対応が終わったという、何年かに一度の災害であった。

また、4月6日の夜中は大雨では、通行止めの処置を行い、朝6時ころに復旧をさせた。虫窪、黒岩、西久保の災害が多かったため、近くに置き場をもつ業者を中心に要請するとともに、復旧を間に合わせるため大磯方面からも要請をお願いした。現場が10件程度であったため、乗り切ることが出来た。

問: 災害時には、17社全体で活動するのか。

答: それを基本としている。資機材、人員の状況を把握しているので、一番適

した業者を選定して要請している。

問: 例えば、以前の台風時に西湘バイパスの災害があったが、具体的にもう少しこういう作業をしているという内容があれば教えてほしい。

答: 大磯港の通行止めの作業が一番多い。西湘バイパスの通行止めは、国交省からの連絡により20~30分後には止めなければならず、時間が無いために、間に合わせるためには近くの業者でないとできない。

問: 担当の配置が決まっているということだが、このエリアにはこの業者が行くということか。

答: 地図に示しているが、町内別で大まかな担当を決めている。復旧作業ではないが、あくまでも自主パトロールの担当区域において作業要請を行い、町から人件費、材料費の支出をうける。

問: 災害時やボランティアの作業に対する見返りについて、定例会の話合いの中で最近出ているのか。

答: 大規模な災害時は別として、数万円程度の額で済む作業であれば、無償で対応してもよいと思っている。しかし、全社が平等に対応していないため、どうしても負担格差が発生してしまう。また、要請した作業現場の規模も違ってくるため、不満が出る状況となる。

問: 予算は施設ごとに組んでいるため、きちっと計算したものに対しては、しっかりと要求した方がよいと思う。労働に対する対価はきちっと支払うことが原則である。

答: 予算が足りないという話ではなく、地元で生活し、仕事をしているため、協会員は郷土愛を持って対応している。町に有事があれば、どこが危ないなどの地元情報を持っているため、その情報に基づき出動しようという主旨である。

問: 大磯建設協会からの今年度要望の中で、経営状況を踏まえ、災害協定締結 を入札参加要件としてほしいとあるが、協会員全員が災害協定を結んでいる のか。

答: 協会と町とで協定締結している。協会の規約には、災害活動を協会として 行うことが規定されているため、全員が協定を結んでいることになる。

問: この要望は、大磯町の工事を災害協定を締結している業者にもっと回して 欲しいということか。

答: 大磯町には、協会員以外の本店が3社、営業所も何店かあり、入札の資格 を持っている。協会員は災害活動をしているが、協会員以外と同じ条件で競 争しなくてはならないために不満が出ており、協会員でなくても同じ条件で 競争できるのであれば加入の必要がないという意見も出ている。そのため、 町に要望した上で、しばらく団結していこうとしている。

問: 町に提出した要望に対する町の回答はどのようになっているのか。

答: 災害協定の契約条件については、前町長の時から要望し続けている。現町 長になってからも、年に4、5回会長、副会長と担当課とで話をしているが、 最近、要望どおりではないが町から方向性についての説明を受けた。

問: 災害協定の締結を条件として、入札を実施している市町村はこの辺にある のか。

答: 二宮町では、大磯町及び二宮町と災害協定を結んでいる業者を指定して、 入札を実施している。大磯町では、大磯に在る業者が全て大磯建設協会の会 員でないなど、できない理由や様々な条件があるようである。100 パーセン トの条件が出ているのは二宮町だけである。また、海老名市では、営業所を 開設した者に対する監視を厳しくしており、営業実態のない会社に対しては、 資格を取り上げている。海老名市のような営業所に対する対応は大磯町では 出来ないようであるが、その監視は行ってほしいと申し入れている。

#### (議員)

意見: 少し前に国の方針として、災害復旧については市町村の建設会社がかなり協力しているため、市町村内の工事に関しては、市町村内の業者を生かす入札を行うべきとの記事が載っていた。実際、国や県からの指示があれば協会もより良くなっていくと思うし、国や県の援護を受けることにより、市町村に存する協会等の存続が保証されていくと思う。

問: 協会の要望に対して町から回答があったと思うが、その内容は要望を満た している内容なのか。

答: 建設業法では 2,500 万円以上は専任の技術者が必要であることから、兼任対応が出来るその額以下の基準を検討していただいている。町では、2,500万円以上については、本店及び営業所、大磯町に受任地のある営業所支店を含む業者での入札を行い、全発注の約1割に条件を付けて試行することを検討しているとの回答である。あくまでも発注者側の判断であり、今後、良い方向へ進むことを希望するが、試行により少しでも進めていただきたいという程度である。

問: 平成24年度の土木一式工事の落札状況では、参加町内業者は4,000万円 ~5,000万円程の工事を受注しているが、その状況と要望との関係がよく分 からないがどうか。 答: 昨年までは入札に参加する業者は、大磯町に受任地設定がある業者で、ほとんどが協会員であったが、昨年の後半から協会員以外の業者が増えてきている。協会としては協会員に仕事が回っていればよいが、条件設定により協会員に仕事が回るような環境をつくってほしいという申し入れである。協会員が落札できる機会を増やして欲しいという申し入れに対して、1割程度をそのようにしたいという回答である。

## (大磯建設協会)

意見: これから大磯町の若手職人を育てていく上でも、安定的な発注をしていただきたい。発注の仕方で2,500万円以上の金額となる状況がいつ起きるか分からない中で、何パーセントの仕事が地元業者に落札されるか分からないとい現状である。やはり本当に仕事に対して汗をかいた人間が報われるような行政であってほしい。一般会議を今回お願いした点もそこにある。

問: 下水道工事では、東から始まり西に到達した後は、老朽化に対するメンテナンスが発生する。メンテナンスという点で、将来、工事をした町内業者がその箇所を手がけることができるというような取り決めはあるのか。

答: 将来的にメンテナンス工事が確保されるという保障はない。地元業者は、 各社責任施工により、何かあった時にはいつでも対応できる体制にあること の信任は得ていると思う。

問: 若手職人の確保と育成の問題、また入札制度における町内業者の貢献度による優先の問題は、全国的な問題であると思う。建設に係る労務単価は、国交省で決める問題なのか。また、単価は平塚市とは違うのか。

答: 国土交通省で設計単価は決まる。工事の工種によって、普通作業員の単価、 特殊作業員の単価、燃料費から材料費の労務費など、国土交通省で単価が決 まり、それをベースとして入札工事の積算が成り立っている。また、単価に ついては、平塚市と同じである。

問: 災害復旧協定による算出では、営業的にかなり不利益を被る状況となるが、 その補償費用は積算に入っているのか。

答: 待機パトロール、それに当日に行った手配手続きは全て無償である。実際に現場における作業時間、たとえば実際に6時間作業すれば6時間の報告を行い、それに対応した額は出ている。また、機械の損料は出るようになっており、本当の人件費と一般管理費は出ているが、その他の経費、会社経費は全く出ていない状況で精算している。

問: 2,500 万円以上の土木工事に専任主任技術者を置くという問題は、実際に難しいのか。また、2,500 万円以上の土木工事を、町内に本店がある業者に

発注することについて協会として問題は生じないのか。

答: 町内業者は、主任技術者を数名ずつ抱えているので、町の工事発注の本数には対応することができる。また、協会員の11社が本店で6社が2番目に該当する営業所であるため、100パーセント本店でという要望は申し入れてはいない。現実的に2,500万円未満の仕事は少ない。今年度当初の下水道の予算では、18件ほど出ていたが、ほとんどが4,000万円程度の規模であった。仕事の規模の見直しについては、以前から申し入れている。

問: 二宮町では町内業者の優先度が高いと聞いたが、神奈川県内ではどのくらいの自治体が社会貢献を付加条件としている傾向にあるのか。

答: 県下のはっきりした数字は掴んでいないが、大きな市においては、ほとんどが原則として本店であり、支店営業所は入札参加できない制度をとっているので、協会員が落札する可能性がかなり高い。社会貢献の付加条件については、業界新聞等で確認している限りでは1割から2割程度で、県土木部などの発注工事もその程度である。

問: 受任地設定において、先ほどの海老名市は監視状態として具体的にどのような監視をしているのか。 また、建設業法の資料だけでは分からないが、 その辺をどう考えているのか。

答: 監視は、立ち入り調査である。立ち入り調査は、電子入札が始まった時点からで、平塚土木事務所が管内営業所を含めて発注できるかをチェックしている。

問: 海老名市が行っている立ち入り調査は、どこまでの内容が分かるのか。

答: 県の例を挙げるが、事務所があるか、営業する施設設備があるか、従業員 の人数と雇用保険に加入しているかなどをチェックしている。

問: 大磯町では受任地設定期間が1年間とあり、町が独自に調査し、監視する ことは非常に重要であると思うがどうか。

答: それは重要である。1年後に発注する場合には、調査を実施してほしい。 従業員が住んでいるだけや、従業員が常駐していな事務所などがあるため、 本店を置いている業者も含めて調査を実施していただいてよい。

問: 協会に属さない本店が、大磯町が発注する工事に対して実績があるかどうか分からないが、災害復旧時にその会社が本当に協力してもらえるのか、対等な競争が出来るのかという疑問があると思われるがどうか。

答: 20年以上、協会に属して町に協力してきたが、指名制度が変わり一般競争 入札となったため、今は書類上の資格があればよい状態である。

問: 協会で主任技術者を置き、大磯町の工事を受注できる業者に派遣すること

は可能なのか。

答: 自社で3カ月以上の雇用していないと、主任技術者にはなれない。心配される事態にはならないし、主任技術者は足りているので、その点は問題ない。

問: 主任技術者を置いている業者だけが 2,500 万円以上の工事を取れるという ことか。

答: 主任技術者を専任とするだけで、2,500万円未満の工事でも主任技術者は 必要であるが兼任が出来るということである。

これは建設業法で決まっており、どこの業者も主任技術者を数名ずつ抱えているため、2,500万円以上でも未満でも工事対応はできる。

問: 協会としては2,500万円以上の高額の仕事に対しても受注できるのか。

答: 実際には、7,000万円、8,000万円でも出来るが、町側は議会承認等も考慮し5,000万円以下の工事として設計している状況もある。議会承認金額の引き上げについても15年ほど前から申し入れをしている。

問: 建設協会が公共以外の個人等から仕事を依頼される額と大磯町など公共の 仕事を受ける額の比率はどのくらいなのか。また、若手職人を育てていくた めには、公共工事だけではなく個人等の工事も受け入れて勉強する機会も必 要であると思うが、協会員はどのように考えているのか。

答: 比率は業者によってかなり差がある。また、公共工事だけでは経営が難しいので、皆、努力した中で民間や県、水道局の仕事など、他の仕事にも取り組んでいる。

問: 2,500万円の工事を受注した場合に、平均的にどのくらいの利益が上がるのか。

答: 利益については、ここ 10 数年単価が下がってきており、現場や会社のやり方によっても異なるため何とも言えないが、年間を通して様々な仕事があるが利益は上がっていない。工事内容については、資材にかかる経費である資材比率によるが、役所の設計単価と実際単価が合っていない状況である。全てが経営審査に集約されているが、利益が大きく上がっている業者はなく、厳しさを増している。

問: 災害時における応急復旧工事の協力に関する協定書の中で、連絡責任者を 今までの副会長から、今回、会長に変更した理由は何か。

答: 平成8年に協定締結した時には連絡責任者は副会長であったが、現実には 町担当課の現場からの連絡は全て会長に入るために、現実対応に合わせるために会長に変更した。

問: 競争入札における入札参加資格見直しの試行については、ホームページで 知らせることが町外業者へのけん制になるのではないか。

答: 町はこれを公告しなければならないということである。協会としては公告 しなくてもよいとは思うが、試行により進めてもらいたい。

営業所の開設については、2カ月間ぐらいの猶予があるようであり、駆け 込み登録があるのではないかと思う。ここで登録すれば来月から入札に参 加できるため、営業所を開設したいという話も聞いている。

問: 社会貢献をどう評価するのか、町でしっかりとしたルールを策定したらよいのではないか。国交省の話による国の指針に従った1割、2割ということではなく、大磯町は国の指針に従い、3割という組み立て方も考えられるのか。

答: 大磯町独自のものが出来ないのかという話はしており、2割、3割という率は町の決定で出来るのではないかと申し入れている。災害協定を結んでいる団体は沢山あるが、実際に地震等が起きていなために活動していない状況である。大磯建設協会は、現実に毎年数件活動していることを町職員も理解してほしい。

問: 法務局に届出している会社の登録について、農地関係はないのか。

答: 発注工事のほとんどが土木一式であるため少ない。経審を取得する時も、 土木一式に集約しないと点数が上がらない。様々な業種を登録することにより、点数が下がってしまうという状況にある。

問: 地元企業として存続する道を探らなければならないと思う。建設協会として事業を幅広く考え、農地の土地改良や林業の伐採工事など、そういう事業方向も出てくると思うがどうか。

答: 下水道工事も後2、3年で終わってしまうので、今話があったことも皆で研究し、勉強していく必要があると思う。

#### (大磯建設協会)

意見: 5,000 万円以上の工事は、Aランク発注していただきたい。そうすれば 地元企業に発注する工事も本数など、色々な面で変わってくるのではない かと思う。

意見: 社会貢献枠の率を上げてほしい。災害に対する維持管理という問題もあり、有事に対する体制を整えるためには、仕事受注が増えればというのが現状である。

意見: 我々地元業者にとっては、社会貢献として様々なものを認めていただき、 率を少しでも上げていただければ、町内業者が落札する可能性が大きくな る。現状では、町外の協会員以外の業者に仕事を取られてしまう可能性が ある。協会員が仕事を受けられる方法を考えてほしい。

#### (5) 高橋副委員長あいさつ

建設協会に是非頑張ってもらいたい。皆さんの真剣な取り組みを感じた。今後、あくまでも試行であるが、入札参加の見直しに関するスタートだと認識しているので、試行された後に、また是非忌憚のないご意見をいただきたい。常任委員会としては意見交換を行うことが、議会との距離を縮めることにもなると考えている。今回、この一般会議により、状況が分かった議員もいると思うし、このような機会がなければ正直分からないままというところもある。私も新しい発見をした。この一般会議を充実していくことは、議会にとって大事な課題の一つである。今後ともよろしくお願いする。